

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	2010～20年度の第1次中長期計画を踏まえ、2021～30年度までの新たな中長期計画（第2次）を策定した。2018年度に「中長期計画検討委員会」が理事会より設置され、策定方針に基づき教職員を中心に着手した。2019年度には草案を公開し、学内外から意見を募集して計画に反映した後、教学面と経営面を包括した計画を2020年度に公表した。また、実行に際しては、策定管理者と執行管理者を定め、年2回の進捗管理を行い、事業報告書やウェブサイト等で取組状況等を公表している。 これらの取り組みにより、遵守原則 1 - 1 の遵守を実現している。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則 2 - 1 有益な人材の育成

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	教育研究の質向上を目指して、「内部質保証推進委員会」を設置し、3つの方針（卒業認定・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針）を踏まえ、教育の企画・設計から運用、検証及び改善・向上のためのPDCAサイクルを明確にし、円滑に機能させることに努めている。また、学習成果については、アセスメント・ポリシーに基づく測定・検証を行い、改善・向上を図り、教育の企画・設計に反映する仕組みとしている。その他、同委員会にて、IR室による調査等の分析結果を共有し、教育活動の改善に資する情報提供を行っている。 これらの取り組みにより、遵守原則 2 - 1 の遵守を実現している。

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	教育・研究活動を通して得られた知的な創作活動により、地域社会、国と地方公共団体、産業界、そして国際社会の発展に寄与することを目的に「社会連携ポリシー」を制定している。また、同ポリシーの推進にあたって「地域・産学連携センター」を設置し、行政や産業界、教育機関等と連携し、社会に貢献する仕組みを整えている。八王子市との包括連携協定や自治体との就職協定による連携のほか、一般市民向けの公開講座やSDGs シリアルイベントなどを開催している。 これらの取り組みにより、遵守原則 2 - 2 の遵守を実現している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	「監事監査規程」に基づき、監事が監査計画や監査報告書の作成を行っている。監査報告書は理事会及び評議員会で監事より実施状況とその結果を報告し、助言・勧告等を行っている。監事は理事会や評議員会への出席を定例化し、常任理事会や予算委員会、資産運用会議などにも出席し、積極的に意見が陳述できる仕組みを構築している。また、監事・会計監査人・内部監査室による三様監査も毎年11月に開催し、監査機能の向上、監事機能の実質化に取り組んでいる。 これらの取り組みにより、遵守原則3-1の遵守を実現している。

遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るため、寄附行為に基づいて理事会を運営するほか、執行にあたっては教育、研究、国際、財務など分野別に責任者の権限と責任を明確にしている。また、毎年夏に理事の集中討議を開催し、将来起こりうるリスクへの対応など長期的視点での諸課題を協議するほか、複数の法律事務所と契約を結び、指導助言も受けている。不正防止の観点ではコンプライアンス推進室を設置し、コンプライアンス教育・啓発活動の推進、研究費の不正使用防止計画の策定や、研究費における物品調達・旅費・非常勤雇用者の勤務実態・謝金などのモニタリングを実施し、恒常的に内部機能チェックおよび強化に努めている。 これらの取り組みにより、遵守原則3-2の遵守を実現している。

遵守原則3-3 積極的な情報公開

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	法人の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、教育研究の質の向上に資することを目的に「情報公開規程」を制定している。法令に定められた開示すべき情報の収集・公開を行う体制を構築し、教育情報として中長期計画や学長ビジョンの年間総括、財務情報として事業計画や事業報告書などを公開している。また、ウェブサイト上での利便性向上を図るため、「情報公開」のカテゴリーを設けている。 これらの取り組みにより、遵守原則3-3の遵守を実現している。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>本学の寄附行為に基づき、理事会において所定の重要事項が審議され、評議会への諮問を行っている。さらに法人業務を円滑に処理し、事業の迅速な推進のため、常任理事会を設置し、日常の業務は常任理事会で決定している。常任理事会の審議内容は直近の理事会に報告し、承認を得ている。社会環境の変化に対して迅速かつ的確に意思決定できる体制を整えている。また、理事については学内者と学外者を同人数としているほか、教育、研究、国際、財務など分野別責任者を明確にしている。なお、教学と法人が「総合戦略会議」において同一のテーブルにつき、中長期計画、及び年次の推進状況を検討している。その他、経営情報を正確かつ迅速に教職員等に伝達するため、ITを活用したクラウドサービスのBoxなどを導入している。</p> <p>これらの取り組みにより、遵守原則4-1の遵守を実現している。</p>

遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>財政面においては収入の多様化等によって財政基盤の安定化及び強化を図るため、寄附募集を行う専門部署として校友課を設置し、周年寄付やグローバル事業を推進する寄付、スポーツ振興寄付など目的を明確にした寄付事業を実施している。資産の有効活用にあたっては、「資産運用及び管理規程」等に基づき、資産運用会議を中心に検討する体制を整備している。その他、研究推進センターが中心となり、教員の外部資金獲得を支援している。危機管理体制については、「危機管理委員会」を中心に危機管理ガイドラインに基づき対策を講じている。また、情報セキュリティについてはCISO、CSIRTの体制を定め、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ体制に関する規程」に基づき、日々変化する状況への対応にあたっている。</p> <p>これらの取り組みにより、遵守原則4-2の遵守を実現している。</p>

2. 追加事項

特になし。